

# 消費者ネットワーク

2019年5月10日

第263号

一般社団法人  
全国消費者団体連絡会  
発行責任者 浦郷由季

TEL: 03-5216-6024  
FAX: 03-5216-6036



## 《2018年度第6回運営会議》

## 消費者契約法の次回改正に向けて 学習会報告

2018年の通常国会で消費者契約法改正が実現しましたが、積み残しとなった論点も多く、全国消団連では「ストップ消費者被害!～消費者契約法改正運動～」を呼びかけています。

また、消費者庁では本年2月より、有識者をメンバーとする「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を設け、次回改正に向けての検討を進めています。

学習会では、あらためて消費者被害の実例や消費者契約法の概要を学び、次回改正に向けて意見交換をしました。

【日時】2019年4月19日(金) 13時15分～15時15分

【会場】主婦会館プラザエフ5階会議室

【参加】44人

【講師】志部 淳之介さん(消費者庁消費者制度課)

【スケジュール】

- 13:15 開会
- 13:20 消費者被害の事例と現行の消費者契約法について  
「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」の進捗状況
- 14:45 質疑応答と次回改正に向けた意見交換
- 15:15 閉会

消費者庁で平成30年改正の内容を反映したリーフレットを作成しました。

是非活用ください。(消費者庁ホームページより)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/public\\_relations/pdf/public\\_relations\\_190401\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/public_relations/pdf/public_relations_190401_0001.pdf)

188  
消費者庁  
消費者契約法

### 不当な契約は無効です!

— 早分かり! 消費者契約法 —

★消費者と事業者では、持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。  
★消費者の利益を守るため、平成12年に消費者契約法ができました。  
★平成28年、30年の改正で、取消し・無効の範囲が拡大します。

困っていることが解決するかもしれません。法律の内容についてみていきましょう。

消費者契約法における「消費者」と「事業者」

<b>消費者</b> 個人 事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く	消費者契約	<b>事業者</b> 法人その他の団体 個人事業者 事業として又は事業のために契約の当事者となる場合
---	-------	---

消費者が事業者とした契約(=消費者契約)であれば、あらゆる契約が対象です。

消費者庁  
Consumer Affairs Agency

## もくじ

消費者契約法次回改正に向けて 学習会報告	1.2.3.4
クレジットの仕組みと課題～割賦販売法学習会～報告	5.6.7.8
全国消団連学習会のご案内	4.8
インターネット上の海賊版対策に関する話題	9
消費者行政新未来創造オフィスたより	10
会員活動報告	11
会員活動予定/理事会報告/編集後記	12